

自宅療養者等への対応指定基準(指定医療機関基準第4の4関係)

- 当該指定訪問看護事業所に所属する者に対して、**最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置**を実施することが可能であること
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、**外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制**が整っていると認められること
- 県より、第二種協定指定医療機関に指定されることについて、**開設者の同意**を得ていること